

令和 7 年度 学校経営方針

学校経営の基本方針

日本国憲法および教育基本法をはじめとする教育諸法令等に則り、また、大阪府教育委員会の教育力向上プラン、枚方市教育大綱、小中一貫教育推進事業目標を踏まえ、本校教育目標の達成のために日々研鑽に励み、保護者、地域の信頼に応え、共に、人間として調和のとれた生徒の育成に努める。

I. 校訓・教育目標

校 訓 ・ ・ ・ 「 人間尊重 」

教育目標 ・ ・ ・ 自ら
「気づき、考え、動き出す」

《めざす生徒像》

- 夢や目標に向かい学び合う子ども
- 考え、判断し、表現する子ども
- 人権を尊重し行動する子ども

《めざす教職員像》

- 生徒と共にある教職員
- 研修し、実践する教職員
- 理想に燃え、創意工夫し、協力する教職員

《めざす学校像》

- 生徒にとって、学ぶ喜びを感じることができる学校
- 保護者・地域にとって、信頼できる学校
- 教職員にとって、やりがいを感じ共に磨きあえる学校

II. 具体的な目標・取組

i) 基本姿勢

《親切に・丁寧に・あきらめず・手間を惜しまず・粘り強く》

- ① 1人1台端末・ICT機器等を活用した授業改善に努め、わかる授業の実現を図る
- ② 自他を大切にする心と態度を育み、自己肯定感・自己有用感を持たせる
- ③ 自主性や社会性を身につけさせ、生きる力をはぐくむ
⇒自らの問いを持ち、主体的、対話的に学ぶ生徒を育成する。
- ④ 生徒理解に努め、規範意識を培い、いじめのない学校の実現に努める
- ⑤ 校区小学校や家庭・地域と連携し、義務教育9年間を見通した教育の充実を図る
- ⑥ 生徒・保護者・地域の思いを受け止め、迅速・親切・丁寧な対応に徹する

ii) 本年度の重点目標と方策

① 学力向上

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
- 1人1台端末・ICT機器等を文房具として活用する授業改善の推進
- 1人1台端末・ICT機器等を活用した学習習慣の研究
- 1人1台端末・ICT機器等を活用した教科横断学習の研究
- 課題解決型学習PBL・プロジェクト型学習による探究的な学びの充実
- 学校図書館を有効活用した読書活動の充実
- 小中一貫学力向上委員会を中心とした学力向上のための組織の充実

- (1) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るために、「そろえる教育」から「一人ひとりの良さを伸ばす教育」への転換し、学びのスタイル（誰と何をどのように）を子どもが自己決定できるよう授業研究する。
- (2) ICT端末を活用して、教科横断的な視点を持ち、また、生徒同士がやり取りする

- 場面の研究と同時に、ICT機器の文房具化によるメリットデメリットを研究する。
- (3) 家庭との連携を強化し、タブレット端末等を活用した学習習慣を定着させる。
 - (4) 「主体的・対話的で深い学び」を促すカリキュラム・マネジメントの実現に向け、教科部会等を活用した授業研究や校内研修を充実させ、授業展開やグループによる言語活動、少人数指導、ICT機器の活用方法の研究を行い、授業改善を推進して「わかる授業の創出」に取り組む。
 - (5) 学力向上推進委員会を核とし「全国学力・学習状況調査」「大阪府中学生チャレンジテスト」の結果分析及び取組検証により、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等を育む。
 - (6) 授業規律マニュアルに基づいた指導を徹底する。「チャイム席の徹底・私語の厳禁・忘れ物の防止と提出物の徹底回収」
 - (7) 学習評価の方法を研究・確立し、指導と評価の一体化を充実させ、指導に生かす。
 - (8) 授業や昼休み・放課後の学校図書館利用を推進し、生徒が豊かな心や言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力を育むことができるよう、司書教諭・学校司書が連携し、学校図書館の整備・活用を通して読書活動の充実を図る。
 - (9) 教科等横断的に情報活用能力の育成を図り、生徒の運営によるICT委員会の活動を通してデジタルシチズンシップ教育の取組を実践する。
 - (10) 総合的な学習の時間をはじめとする探究的な学習において、「ヒラカタノタカラプロジェクト」を参考にし、生徒が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動を推進する。
 - (11) 実生活・実社会のリアルな課題を探究的に解決する課題解決型学習（PBL：Project Based Learning）を充実させ、問題発見・解決能力等を育成する。
 - (12) 小中一貫教育のもと9年間を見通した学習規律の定着、教科学習の他、総合的な学習の時間や人権教育における学びの連続性を確立し、学習者が主体的に学ぶ資質能力の継続的な育成を図る。

② 教育環境整備

- 施設・設備の防犯、防災の視点による安全管理・安全点検
- 美化の視点による教育環境の向上
- 清掃活動・ボランティア活動
- PTA・地域との連携
- 生徒との関係を向上するための業務改善の推進

- (1) 校舎や各施設、設備、備品等の老朽化、破損、故障等を定期的に点検し、学校の安全性向上を図る。
- (2) 清潔で落ち着いた教育環境を確保・維持するため、日常の清掃活動の徹底や美化委員会等生徒の活動の活性化、ボランティア活動の推進を図る。
- (3) 校内放送や掲示場所の充実。掲示物等の整理整頓。職員室や各教室の整理整頓。
- (4) PTA環境委員会や地域教育協議会等と連携した環境美化活動の創出を図る。
- (5) 学校ブログ等を活用した情報発信に努める。
- (6) 教育活動（生徒支援）の充実のために業務改善を推進する。

③ 小中一貫教育

- 推進体制の充実
- 教職員の交流促進
- 小中学校9年間の教育課程の構造的理解
- 総合的な学習の時間、人権教育の9年間と見通した教育計画
- 事務連携による効率化・円滑化

- (1) 小中一貫企画委員会を軸として、校区3校の授業研究や合同研修、交流行事を計画・実施する。
- (2) 小中学校を義務教育というまとまりとして捉え、「9年間の教育に責任を持つ」ということを意識したきめ細かな指導の充実を推進する。
- (3) 3校の年間行事計画を早期に交流し、校区カレンダーを作成・配付する。
- (4) 事務連携による教育環境づくりと教育活動支援の充実を図る。

④ 支援教育

- 全校的支援体制の充実
- 生徒の把握と具体的支援
- 小中連携による支援の充実
- インクルーシブ教育の理念を踏まえた「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえた支援教育の充実

- (1) 障害のある生徒の保護者の意向を受け止め、十分な配慮のもと支援教育の取組を推進する。
- (2) 支援学級及び通級指導教室における指導内容及び指導時数に留意する。
- (3) 障害の状況に応じた適切な教育課程の計画的・系統的な編成を実施する。
- (4) 自立活動の充実など指導方法の工夫改善を図る。
- (5) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成による個に応じた指導の充実。
- (6) 通常の学級に在籍するLD、ADHD等の特別な教育的ニーズのある生徒の指導にあたっては、必要に応じて個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用を進める。
- (7) 支援教育コーディネーターを中心とした全校的な支援体制の下での教育活動を展開する。
- (8) ユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、障害のある生徒への全校的な支援体制を確立する。
- (9) 障害のある生徒及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図り、基礎的環境整備、合理的配慮の観点から踏まえた支援教育に取り組む。
- (10) 障害者理解教育を推進し、好ましい人間関係の育成を促進する。
- (11) 保護者や地域に障害者への正しい理解と認識を深めるよう啓発する。
- (12) 障害がある生徒の進路について十分な情報提供と進路確保の取組を行う。
- (13) 支援教育諸学校や関係諸機関等との連携を促進する。
- (14) 支援学校のセンター的機能に基づく相談・支援を積極的に利用して、校内支援体制の充実に努める。
- (15) LGBTQ等について理解を深め、多様性を認め合う。

⑤ 生徒支援

- 自尊感情を高める生徒支援
 - 組織的かつ連携のとれた生徒支援、指導
 - 全教職員による情報の共有と一致した生徒支援、指導
 - 初期対応と継続指導、支援による事案の早期解決と再発の防止
 - 人権尊重の視点を持った生徒支援、指導
 - 不登校生徒への校内支援ルームなどを活用した支援体制の確立
 - 関係諸機関との連携やケース会議等を活用した広い視点での生徒支援、指導
 - 生徒の参加による生徒主体のルールメイキングの取り組みを推進。
- (1) 生徒指導主事を中心に組織的な生徒支援体制を確立し、学校が一体となって取り組む。
 - (2) 校内研修を充実させるなど生徒理解力と指導力の向上を図り、生徒の生活実態を把握し、支援・指導方針を確立する。
 - (3) 「学級経営及び学年経営の充実。様々な体験活動や学級活動、生徒会活動の充実。クラブ活動の充実。」等、生徒にとって魅力ある学校づくりを推進する。
 - (4) いじめ・不登校・虐待対策委員会、不登校対策支援チーム等の機能の充実・活性化に努め、「適応指導教室（ルポ）」等との連携を図る。
 - (5) 生徒会活動等の自主的な活動を支援するとともに、本校の「いじめ防止基本方針」を活用し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢のもと、いじめのない学校づくりを推進する。
 - (6) 定期的な「生活アンケート」（いじめアンケート）等を活用し、事案の未然防止や迅速な初期対応を組織的に行う。
 - (7) 不登校支援については、未然防止・早期発見・早期対応に努め、家庭訪問等を通じて保護者との協力体制を築き、きめ細やかで適切な対応を図るとともに、スクールカウンセラーや不登校支援協力員等と連携し、相談体制の充実、ICT機器の活用を含む継続的な支援を行う。また、すべての生徒が安心して過ごせるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることや居場所づくり、子どもどうしの絆づくり等、魅力ある学校づくりを推進する。
 - (8) 児童虐待の防止にあたっては、生徒がささいなことでも相談できる体制を充実するとともに、子どもの貧困やヤングケアラー等を含め、気になる生徒に対しては保護者をはじめとする家庭状況を把握するなど、未然防止、早期発見・早期対応に努める。また、SSWやSC等の専門家や関係機関と連携して進める。
 - (9) 各家庭をはじめPTAや地域諸団体、小学校との連携を深め、少年非行問題等の防止と解決を図る。
 - (10) 枚方市教育委員会、大阪府中央子ども家庭センター、まるっと子どもの育ち見守りセンター、枚方少年サポートセンター、枚方警察署及びその他関係諸機関等との円滑な連携に努め、個々のケースに応じた適切な対応を行う。また、「非行防

止教室」や「薬物乱用防止教室」を開催する等、問題行動の未然防止策を講じる。
(11) 体罰根絶に向け、「枚方市生徒指導マニュアル」等を活用した生徒を真に大切に
する指導に取り組む。

⑥ 進路指導

- キャリア教育の推進
 - 適切な情報提供と指導
 - 情報管理の徹底
 - オンライン申請など受検制度変更への対応
- (1) 進路指導主事を中心とした校内進路指導体制を確立する。
 - (2) 生徒・保護者から信頼される進路指導を行う。
 - (3) 生徒・保護者の希望や主体性を尊重し、情報等の十分な提供を行う。
 - (4) 適切な説明責任が果たせる評価を行う。
 - (5) 義務教育9年間の教育活動全体を通じて、勤労観・職業観を育てるキャリア教育の系統的・継続的な推進を図る。
 - (6) 生徒の考え方、生き方、職業観、進路選択等を大切にし、人権を十分に配慮した適切な指導を行う。
 - (7) 職業体験や職業講話などの地域の人材等を活用した進路にかかわる啓発的な体験活動を積極的に取り入れ、指導の充実を図る。
 - (8) 高等学校等の特色や選抜方法等、資料や情報の収集と提供を行う。
 - (9) 地域の人材等の活用や職場体験などによる指導を充実させる。
 - (10) 進路指導におけるガイダンス機能を充実させる。
 - (11) 家庭事情や経済的理由により進学を断念することがないように、奨学金制度等や進路選択支援事業について周知に努め、生徒及び保護者が活用できるよう適切に指導する。

⑦ 道徳教育

- 「道徳の時間」の充実
 - 小中連携によるカリキュラムの研究と授業公開
 - 副読本、資料の活用
 - 「心の教育」推進
 - 「特別の教科 道徳」の実践
- (1) 道徳教育推進教師を核とし、「特別の教科道徳」の全体計画、年間指導計画を作成し、適切な評価を行う。
 - (2) 小中一貫教育における合同研修や公開授業への参加により、教材の活用法を学ぶとともに指導力の向上を図る。
 - (3) 魅力的な教材の開発や収集及び活用を図る。府や市の活用事例集等の活用。独自教材の開発。
 - (4) 道徳教育を基盤として、豊かな人間性を育む「心の教育」を推進する。

⑧ 人権教育

- 人権尊重の精神に徹した教育活動の推進
 - 平和教育、同和教育、ジェンダー平等教育、多様性、多文化共生、在日外国人教育、障がい理解教育の充実をはかるための人権教育計画
 - 性同一性障害(性別違和)等への理解と配慮
 - 「いじめを許さない」人権意識の高揚
 - セクシュアル・ハラスメントに対する意識の高揚
 - 児童虐待の防止及び早期対応
- (1) 教職員一人一人が、豊かな人権意識・感覚をもって教育活動を展開し、人権尊重の精神に立った学校づくりを進める。
 - (2) 生徒が平和の尊さを理解し、国際社会の平和と発展に貢献する態度を身につけることができるよう、教育活動全体を通じて平和教育を推進する。
 - (3) 障害者やセクシュアル・マイノリティへの理解を深める教育を系統的に実施する。
 - (4) セクシュアル・ハラスメントに関しては、相談窓口の機能を充実し、研修を通して、人権意識の高揚を図り、定期的な「生活アンケート」を活用した未然防止や迅速な初期対応に努める。
 - (5) いじめについては、教職員自らが人権意識を絶えず高めるよう心がけるとともに人権尊重の精神に徹した教育活動の推進に努める。
 - (6) 児童虐待については早期発見を心がけ、発見した場合やその疑いがある場合には、

大阪府中央子どもセンターもしくはまるっと・枚方市子どもの育ち見守りセンターに速やかに通告し、教育委員会へ報告する。

⑨ 特別活動・その他の教育活動

- 生徒主体の集団活動・体験活動の充実
- 部活動による意欲向上、責任感・連帯感の涵養

- (1) 創意工夫した計画を作成し、生徒の自主的・実践的な活動を促すとともに、楽しく規律正しい学校生活を築くよう努める。
- (2) 所属感・役割・責任を体得できる活動を促進し、異年齢(縦割り)集団を育成する。
- (3) ボランティア活動、自然体験等を通して、豊かな情操を養うよう努める。
- (4) 学級活動等の指導においては、生徒がよりよく考え行動できるよう、適切な情報提供や説明などの指導・援助を行うガイダンスの機能の充実を図る。
- (5) 部活動については、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、教育課程との関連が図られるよう留意し、地域等の協力を得ながら部活動指導協力者の活用を図る。
- (6) 部活動の休養日については、「枚方市中学校部活動方針」に則り、原則週2日以上とし、週休日(土・日)に1回、平日に1回設ける。また、長期休業中は、連続5日以上のもつた休養期間を設ける。
- (7) 入学式や卒業式などにおいては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱する。

⑩ 健康教育

- 学校保健会
- 体力向上、心身の健康保持・増進
- 食に関する指導
- 衛生管理、健康管理

- (1) 衛生管理の徹底を図り、感染症等の予防に努める。
- (2) 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果等を分析・活用し、「体力向上推進計画」を作成し、学校教育活動全体で効果的に取り組むとともに、家庭・地域と連携して生徒の運動習慣を育むなど、体力向上の取組を推進する。
- (3) 全学年で体力テストを実施し、体力状況を把握した上で目標を設定し、その達成に向けた体力づくりの取組を推進する。
- (4) 体育活動中の事故防止対策について、施設や用具等の安全点検を行い、生徒に対し、安全のためのルールや決まりを順守するよう指導の徹底を図る。
- (5) 家庭・地域と連携して、生徒自らが食事、運動、休養・睡眠の「健康3原則」等の望ましい生活習慣を確立するよう指導する。
- (6) 食に関する指導を教育課程に位置づけ、全体計画を作成し、望ましい食習慣の形成を図る。また、学校教育自己診断等を活用して食育を評価し、食育の推進体制や指導内容の改善を図る。
- (7) 性教育、エイズ教育、がん教育については、研修を深め、発達段階に応じて保護者の理解を十分に踏まえ、組織的・計画的に集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ指導する。
- (8) 学校生活における健康管理に配慮し、特に熱中症事故の防止については、気温だけでなく湿度等の環境に留意し、水分補給等十分な対策をとる。

⑪ 危機管理・情報管理

- 危機管理マニュアルの周知徹底
- 安全教育・防災教育推進
- 個人情報の適切な管理・運用・保管
- 徴収金等の適正管理の徹底

- (1) 計画的に交通安全指導を行う。
- (2) 実効性のある危機管理マニュアルを作成し、不審者の侵入や事故等に対する連絡体制を確立する。
- (3) 安全な学校環境を保持するため、定期的に安全点検を実施し、事故の未然防止に努める。
- (4) 生徒が自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図る。
- (5) 登下校の安全指導、交通安全教室の活用等、計画的な交通安全指導を行う。
- (6) AEDの使用を含めた「救命救急マニュアル」等の改善、安全に関する研修を実施するとともに、安全確保に向けた取組を実施する。

- (7) 災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含めた実践的な防災・防犯訓練等を実施し、常にその改善に努める。さらに、保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった安全確保の取組を推進する。
- (8) 情報公開条例及び個人情報保護条例の趣旨に基づいた教育情報の作成・保管・保存の校内体制を確立する。また、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいて管理を行う。
- (9) 枚方市立学校園徴収金事務取扱要項に則り、学校における徴収金事務を適正に取扱うため、全教職員を対象に校内研修を実施し、管理の徹底を図る。

⑫ 研修・人材育成

- 指導力向上（学習指導・生徒指導）
- 府・市主催研修会参加
- 先進校視察
- 校内研修推進
- O J T の推進
- サービスの徹底

- (1) 校内研修は学校の課題などを踏まえ、教科指導の内容・方法について公開授業を実施するなど授業研究に努める。また、夏季休業期間等の積極的活用を図り、生徒指導、人権教育、情報モラル教育、ICT機器の効果的活用などの研修をはじめ年間を通して組織的・計画的に実施する。
- (2) 教職員の資質・能力を高めるため、専門研修に積極的に参加する。先進校の優れた取組を視察する。また、授業の達人養成・教科研究講座等を活用し、実践的かつ高い指導力のある優れた教職員の育成に努める。
- (3) 個に応じた指導の充実のため、学習内容の習熟の程度に応じた指導、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などについて、指導方法等の研修の充実を図る。
- (4) 初任者研修・10年経験者研修は、年間を通し適切な指導・助言・支援のもとで、組織的・計画的に実施する。
- (5) 教育を通じた市民全体への奉仕者であることを自覚するとともに、服務規律の遵守を徹底し、教職員としての倫理観の確立に努め、体罰、セクハラ、パワハラ、個人情報漏洩等不祥事の未然防止を図る。
- (6) 勤務時間の適正な把握・管理を行い、教職員の健康の保持と快適な職場環境形成のための働き方改革を推進する。

⑬ 家庭・地域連携

- 授業参観等を活用した開かれた学校づくり
- P T A ・地域行事への参加

- (1) 保護者や地域の関係諸団体等の協力を得た、地域一体となった安全確保の取組を推進する。
- (2) 公開授業や自由参観期間の設定など、保護者や地域の人に参加しやすい工夫をする。
- (3) 教職員の P T A や地域の諸活動への協力、交流を促進する。
- (4) 各種施設等を活用した体験的な学習やボランティア活動など、実践的な体験を通じた教育活動を推進する。
- (5) 学校ブログ等を活用し、教育活動に関する情報を保護者や地域へ積極的に提供する。
- (6) 学校評価について、学校評議員及び保護者から提言や評価をいただき、「学校教育自己診断」等を活用して、家庭や地域との相互理解を深める。
- (7) 各家庭・ P T A や地域諸団体との連携を深める学校体制づくりを推進する。
- (8) 幼稚園や小学校と連携し、地域教育協議会への協力に努める。